原料費調整制度に基づく 令和7年12月のガス料金のお知らせ

令和7年10月31日 上越市ガス水道局

上越市ガス水道局は、「原料費調整制度」に基づいて令和7年12月検針分に適用される調整単位料金を、別紙のとおりとさせていただきます。

今回のガス料金の調整は令和7年7月~令和7年9月のLNG平均価格及びLPG平均価格(貿易統計値)により算定された平均原料価格に基づくものです。

令和7年12月検針分に適用する料金は、広報上越12月号で記事を掲載し、検針時に各戸にお届けする「ガス水道使用量のお知らせ(検針票)」等でお知らせいたします。

以上

<お問い合わせ先> 上越市ガス水道局 総務課料金出納係 TEL 025-522-5518

料 金 表 (令和7年12月)

一般契約料金(各月のご使用量に応じてA・B・Cいずれかの料金表が適用されます) 基準単位料金に対しては △32.18円(税込)下方調整して料金を算定します。 また、基本料金は変わりません。

区 分	料金表A	料金表B	料金表C
月間使用量	0 ~ 25m³	26∼150m³	151m³~
基本料金 (円/月)	374. 00	418. 00	638. 00
調整単位料金 (円/m³)	145. 81	144. 04	142. 58

【ガス料金の計算式】

1 か月のガス料金 = 基本料金 + ガス使用量 × 基準単位料金(原料費調整制度に基づく 単位料金の調整を行う場合は、その調整単位料金)

(上記計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てます)

標準家庭における影響

1か月のご使用量	令和 7 年 12 月 適用料金	令和7年11月 適用料金	増減額	増減率
35m³	5, 459 円/月	5, 488 円/月	△29 円∕月	△0.5%

[※] 当市におけるご家庭の1件1か月当たり平均使用量35m³(45.0メガジュール/m³)に基づいて算出しています。

【参考】

1 か月の ご使用量	令和7年12月 適用料金	令和7年11月 適用料金	増減額	増減率
100m³	14,822 円/月	14, 905 円/月	△83 円∕月	△0.6%

くお問い合わせ先>

上越市ガス水道局 総務課料金出納係 TEL 025-522-5518 内線 311

平均原料価格と調整単位料金の算定について

	令和7年7月~令和7年9月	
	(令和7年12月検針分に適用)	
平均原料価格※1	85, 130 円/トン	
基準平均原料価格※2	124, 190 円/トン	

- ※1 平均原料価格=LNG平均価格×0.9748+LPG平均価格×0.0405
- ※2 基準平均原料価格は、料金改定時に設定(令和4年6月から8月までのLNG平均価格123,110円×0.9748+ 令和4年6月から8月までのLPG平均価格103,230円×0.0405)
- ◆ 平均原料価格の算定
 - LNG平均原料価格=LNG平均価格(令和7年7月~令和7年9月貿易統計値)×0.9748 =84.050円/t×0.9748

=81,931.940 円/t

LPG平均原料価格=LPG平均価格(令和7年7月~令和7年9月月貿易統計値)×0.0405

=78,890 円/t × 0.0405

=3.195.045 円/t

平均原料価格=LNG平均原料価格+LPG平均原料価格

=81,931.940 円/t+3,195.045 円/t

=85.126.985 円/t

↓ (10 円未満四捨五入)

=85,130 円/t

◆ 原料価格変動額の算定

原料価格変動額=平均原料価格-基準平均原料価格

=85,130 円/t -124,190 円/t

=△ 39,060円/t

↓ (100円未満切捨て)

=△ 39,000円/t

◆ 調整単位料金(1m³あたり)の算定(一般契約B区分の場合)

調整単位料金=基準単位料金+(0.075円×原料価格変動額/100円)×1.1

=176.22 円+ (0.075 円×△ 39.000 円/100 円) ×1.1

=176.22円+△32.175円

=176.22円+△32.18円(小数点第3位以下切上げ)

=144.04円

※ 原料価格変動額 100 円につき基準単位料金単価を 1 m³当たり 0.0825 円(0.075 円に 1.1 を乗じた値) 調整します。

上記計算の結果、基準単位料金単価に対し、1m³当たり△32.18円(税込)下方調整します。